

伊丹市福祉医療費の助成に関する条例及び伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市福祉医療費の助成に関する条例及び伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 19 日 提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

医療費助成の範囲を拡充するほか、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正等に伴い受給資格に係る所得制限の算定方法について所要の改正を行うため。

伊丹市福祉医療費の助成に関する条例及び伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（令和3年伊丹市条例第 号）

（伊丹市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例（昭和52年伊丹市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「ならびに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者および同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削り、同条第2号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項」を「同条第4項」に、「金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」を「場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に、「する。）」を「し、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）」に改める。

第2条第5項を削り、同条第6項中「もしくは療養費」を「，療養費」に改め、「含む。）」の右に「もしくは訪問看護療養費（家族訪問看護療養費を含む。）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

（伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例（平成18年伊丹市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「医療保険各法の規定による」を削り、同条第5項を次のように改める。

5 第3項の「医療に関する給付」とは、医療保険各法の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費（家族療養費及び特別療養費を含む。）若しくは訪問看護療養費（家族訪問看護療養費を含む。）の支給をいう（以下第8条第1項において同じ。）。

第8条第1項第1号ア中「医療保険各法の規定による」を削り、「医療に関する給付」の右に「（入院時食事療養費の支給を除く。）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定（伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例第3条第5項の改正規定（訪問看護療養費（家族訪問看護療養費を含む。）の支給に係る部分に限る。）を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の伊丹市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、令和3年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の規定（訪問看護療養費（家族訪問看護療養費を含む。）の支給に係る部分に限る。）は、令和3年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。